

神栖海浜運動公園利用上のお願い

公園内の樹木や、施設・設備等は大切にしてください。

- ・植え込み等への立入りは禁止。
- ・施設の破損、汚損させる行為はしないでください。
- ・備品、消耗品等の使用は利用者が責任をもってご使用ください。
条例により、利用者は自己の責任で運動施設及び機具機器を破損、紛失させた場合は、原状に復し、またはその損害を賠償しなければなりません。

指定場所以外は、禁煙となっております。

- ・施設内、グラウンド、コート内は禁煙です。

事故やケガのおそれのある行為は禁止です。

- ・施設、設備の目的外の利用はおやめください。
- ・園路での練習は危険ですのでおやめください。

利用者は体調管理に十分注意してご利用ください。

- ・準備運動や整理体操は入念におこなってください。
- ・日射病や脱水症状等の対策は利用者で注意してください。

施設の準備や片づけは利用者が責任をもって行ってください。

- ・グラウンドの整備は、利用者をお願いいたします。
- ・グラウンドに引いたラインは、必ず消してください。
- ・テニスコートのネットは張ったままでお願いします。
- ・使用した倉庫やトイレなどの施設も清掃片付けをお願いします。
- ・ゴミは捨てずに必ず責任をもってお持ち帰りください。

事故やケガ、又は破損、紛失等ございましたら、ご報告をお願いします。

忘れ物や落とし物の無いよう、注意をお願いします。

マナー・ルールを守ってご利用ください。

- ・公共の施設です。みんなで大切に利用しましょう。

神栖海浜運動公園「1人1役運動」にご協力ください

使った施設や設備等の管理について、利用された皆様に「1人1役運動」のご協力ををお願いしております。

- (例)
- ・石を1人数1個ずつ拾う。
 - ・草を1人数1本ずつ抜く。
 - ・落ち葉等を1人数枚ずつ拾う。
 - ・ゴミを1人数1個ずつ拾う。
 - ・その他、できる範囲の小さいことで結構ですのでご協力を。

「良いプレーは、良いマナーから」

神栖海浜運動公園利用について

- ・予約は、翌月までの2ヶ月間となります。
- ・予約は、電話又は窓口にて行えます。
毎月、初日の開館日は窓口予約のみとなります。
- ・予約のあった日から10日以内に申請をしてください。
利用する日から10日以内の予約の場合は速やかに申請をしてください。
- ・利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとなります。
- ・利用時間は、準備及び設備等を原状に復するために要する時間を含む。
- ・施設を使用しようとする者は、申請書により利用の許可を受けなければ
ならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。
- ・キャンセルをされる場合は、必ずご連絡ください。
予約時間をすぎてからのキャンセルや予約時間をすぎてもご連絡のない
場合は、利用料金を徴収します。(雨天時や予備日キャンセル等も同様)
- ・テニスコートは特別な場合を除き、一般利用者用に数面を確保できるよう
に配慮しておりますので、土日祝などの混雑時には、必要最小限のご予約
でご利用下さいよう、ご協力をお願いします。
- ・施設貸出及び返却の際は、利用責任者が受付にお越し下さい
- ・その他、条例、規則等ご確認の上、ルールとマナーを守りご利用ください。

(利用料金)

テニスコート	1時間1面につき	平日	410円(200円)
		土日祝	490円(240円)

()は学校の額をいう。この場合において「学校」とは、
学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
及びこれらにより組織されたアマチュアスポーツ団体をいう。

アマチュアスポーツに使用する場合の市外使用者の利用料金は、
当該使用料の2倍に相当する額をいう。

17時以降にわたる使用は、日没を限度として延長することができる。
この場合において当該延長して使用した時間(1時間未満の端数はこれを切り上げる。)に、1時間当たりの利用料に相当する額を加算します。

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する市内にある学校が使用するときは使用料の全額を免除する。

利用料の減免を受けようとする者は、神栖市運動施設利用料減免申請書に申請しなければならない。

(条例・規則一部抜粋要約)